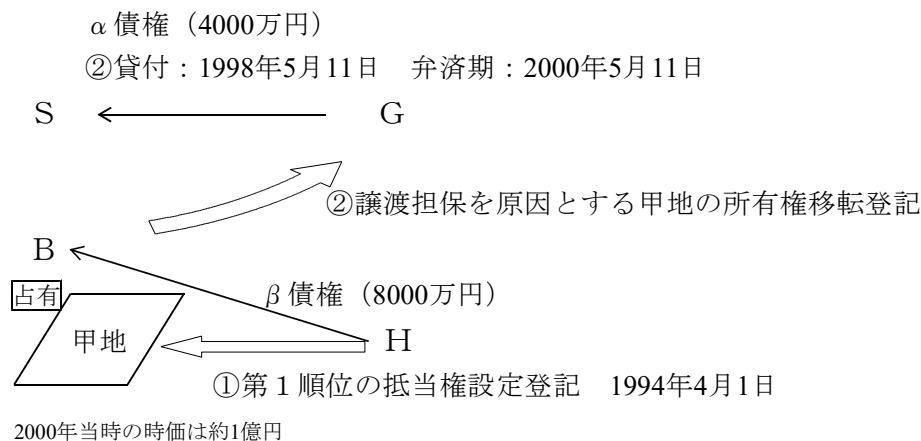


第1回講義参考資料

2018/08/10

【当事者関係図と事件の経過】



2000年5月 2日 BがSを無権代理して、Gに「承諾料」100万円を支払い、α債権の弁済期の延期を合意

2002年4月30日 B・G間で同様に再延期を合意

(事例3の設定：2004年4月3日にSが「債務承認書」をGに差入れ)

2004年4月30日 B・G間で同様に再々延期を合意⇒弁済期：2006年5月13日

(事例2の設定：2006年4月3日にSが「債務承認書」をGに差入れ)

2006年4月 8日 Bの無権代理行為が発覚

2006年4月12日 SがBの行為の追認を拒絶し、α債権の時効を援用

(2)の設定：2006年4月12日 SがBの行為を追認
2006年4月21日 Bがβ債権の時効援用を拒絶
甲の時価は約9000万円に下落

【本日言及する(可能性のある)判例・文献】 太字は事前指示判例・文献

◎判例

①大判明43年1月25日民録16輯22頁 <LEX/DB 27521370>

直接性要件をとる旧判例で物上保証人の時効援用権を否定

②最判昭42年10月27日民集21巻8号2110頁 <LEX/DB 27001033>

物上保証人の時効援用権を肯定して①を変更

③大判大8年10月8日民録25輯1859頁 <LEX/DB 27522927>

後順位抵当権に基づく妨害排除請求としての先順位抵当権登記抹消請求を肯定

◎学説

①五十嵐清「必読判例①判批」判評95号18頁

②佐久間毅『民法の基礎I 総則[第3版]』(有斐閣、2008年)429-431頁

③鈴木禄弥『民法総則講義[2訂版]』(創文社、2003年)[546]